

□〔29〕 近畿圏の保全区域の整備に関する法律

(昭和42.7.31) 最近改正 平成16.6.18 法109号

(目 的)(法第1条)

この法律は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊緑地の保全その他保全区域の整備に関し特別の措置を定め、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全または観光資源の保全もしくは開発に資することを目的としています。

近郊緑地保全区域の管理協定の効力

◆管理協定

地方公共団体または緑地管理機構は、近郊緑地保全区域内の近郊緑地保全のため、土地所有等と一定事項について近郊緑地の管理協定を締結することができます(第9条)。

地方公共団体が協定を締結したとき、または府県知事が協定を認可したときは、その旨を公告することになっています(第12条)。

◆制限の内容(法第14条)

公告のあった管理協定については、その後土地の所有者等となった者に対しても、協定の効力が及びます。

◆確認方法(法第12条)

地方公共団体または府県知事は、当該管理協定の写しをそれぞれ当該地方公共団体または当該府県の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、管理協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならないとされています。